

障害学生支援のための「登録申請書」について

1 「登録申請書」の提出について

本学では、障害を抱える学生が学生生活を不便なく過ごせるように支援策を検討しています。該当する学生は、障害者手帳または診断書等のコピーを添付の上、「登録申請書」を教務部（7号館1階③教務関係窓口）まで提出してください。

本申請書を提出した学生には個別に面談を行って、関係部署との情報共有を行ない、必要に応じて具体的な支援策を決定します。

（＊なお、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。）

「登録申請書」は原則毎年4月提出としますが、4月以降も随時受け付けています。一度提出すると、在学期間中有効となりますので、年度ごとの提出は不要です。提出した内容を変更したい場合は、教務部にお申し出ください。

また、在学期間中に障害者手帳等を取得し、学校生活のサポートが必要となりましたら、学生部（7号館1階②学生生活関係）までご相談ください。

（＊教務部を通さず、保健室やC.A.T.ルームに直接相談することもできます。）

2 個人情報の取り扱いについて

「登録申請書」に記載した内容は、学校生活支援の目的の範囲内でのみ利用します。なお、個人情報は教務部の管理の下、関連部署等と情報共有しますが、正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。

3 学習院身体障害者支援給付援助金について

本学正規の課程に在籍する学生を対象に、学校生活支援を目的とした援助金制度があります。援助金の制度概要、申請方法等については学生部にお問い合わせください。

以上

本件お問い合わせ先：

学習院女子大学 教務部

Tell : 03-3203-7783、E-mail : gwc-kym@gakushuin.ac.jp

学習院女子大学 学生部

Tell : 03-3203-7230、E-mail : gwc-gksb@gakushuin.ac.jp

（事務取扱時間：平日 8:40～16:45、土曜 8:40～12:30）